

10/21
5.7頁



生活保護引き下げを取り消した横浜地裁判決に従うよう厚生労働省に求める原告ら（右側）＝20日、東京都千代田区

生活保護引き下げ裁判の原告ら

判決国は受け入れよ

食費月1万弱…健康管理できない

生活保護費を2013年から引き下げたことは違法として取り消した19日の横浜地裁判決を受け、神奈川県原告らは20日、判決を受け入れるよう厚生労働省に要請しました。

「いのちのとりで裁判全国アクション」共同代表の尾藤慶喜弁護士は会見で、「大都市部の裁判所が立て続けに真っ向から違法と判断

した。判決の大きな流れは決まったと思っ

「いのちのとりで裁判全国アクション」共同代表の尾藤慶喜弁護士は会見で、「大都市部の裁判所が立て続けに真っ向から違法と判断

た。障害をもつ武田新吾さんは「都市部で障害加算を入れても、家賃込みで月一五、六万円にしかならない。健

た。原告や支援者らは加藤勝信厚労相への要請文で、判決は「極めて重要」で▽控訴せず直ちに保護基準を戻すこと▽基準を見直す際は透明性を確保し利用者の意見を反映させること▽保護制度の積極的活用などを求めました。

「神奈川県生存権裁判を支援する会」事務局次長の幸松益軒さんは、勝訴の要因は「みんなの団結」とし、「多くの当事者が原告になり、元ケースワーカーも証言した。憲法26条の生存権を中心に他の運動と共闘して勝ち取った」と述べました。

「神奈川県生存権裁判を支援する会」事務局次長の幸松益軒さんは、勝訴の要因は「みんなの団結」とし、「多くの当事者が原告になり、元ケースワーカーも証言した。憲法26条の生存権を中心に他の運動と共闘して勝ち取った」と述べました。